

# 長久手市西小校区共生ステーション利用規約 [2019. 4. 1]

## ■地域共生ステーションとは

「地域共生ステーション」は、誰もが気軽に集まり、語り、それぞれ思い思いに過ごすことができる「場」です。そして、ここに集まった人たちがつながって、地域のことを地域で考え、地域のための様々な取組を行っていくための「場」としての機能を持つ地域の新しい拠点施設です。

誰でも気軽に立ち寄って、お茶しながら、おしゃべりしたり、…思い思いに過ごせる場所

自分たちが「できること、やりたいこと」を出し合い、一人ひとりが役割をもって活躍できる場所

集まったみんなでワイワイガヤガヤと「自分たちの力」で住みやすいまちをつかっていく場所

## 基本コンセプト(キャッチコピー)

気軽に

誰でも(ひとりでも)おいで

## ふらっと小屋(こやあ)～一人ひとりが主人公

敷居が低いフラットな場所

自由と役割、そして責任

「誰でも気軽に立ち寄ることができて、一人ひとりが役割をもって活躍できる場所」との思いが込められています

## 西小校区共生ステーション

西小校区共生ステーション（以下、「ステーション」という。）は、地域共生ステーション第1号です。

地域共生ステーションをつくる取組は、平成24年4月から始まりました。この西小校区においては、平成25年4月から地域で協議会を立ち上げ、Aコープながくて西店跡地を活用してつくるステーションの活用方法や運営方法について、地域みんなで集まり、話し合ってきました。今も地域での話し合いは続いています。

ステーションの利用にあたっては、長久手市地域共生ステーション条例、同規則及び本利用規約をご覧ください、ステーションという新しい地域の「場」を使いこなしてください。

### ■開館時間

午前9時から午後5時まで。小学生以上は一人で来館できます。（未就学児は、保護者同伴が必要です。）

土曜日は午前9時から午後9時まで。（小学生以下の夜間利用は保護者の同伴が必要です。）

金曜日は、利用日の2週間前までに地域共生ステーション会議室利用申請書を提出し許可書の交付を得た場合に限り、午後9時まで利用することができます。

その他、地域の必要に応じて、夜間開放を行うこともあります。

### ■休館日

年末年始（12月28日から1月4日まで）

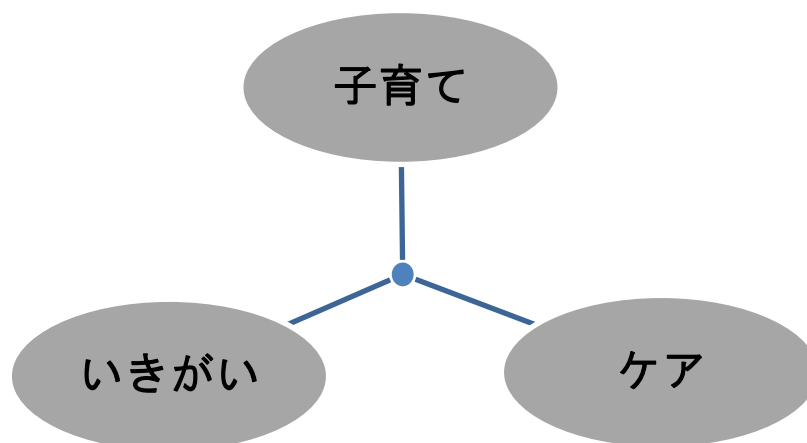
ただし、施設の清掃や保守点検のために臨時で休館になる場合があります。

### ■テーマ

ステーションのテーマは、「子育て」・「いきがい」・「ケア」の3つです。

この3つのテーマを通して、地域のための様々なプログラムを展開し、「地域の絆」を育むことのできる「場」づくりをしていきます。

子育てに関わる人たちのくつろぎの場、  
子どもたちの社会性を育む場



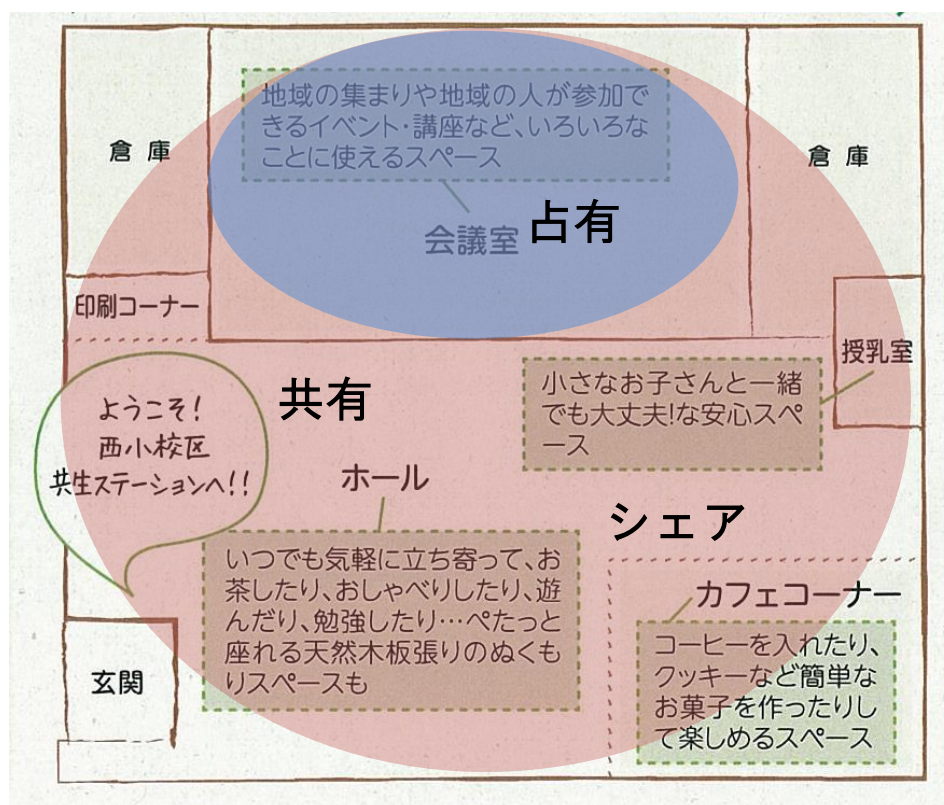
元気で、時間に余裕のある人たちが  
集まって地域のための活動を実践する場

手助けが必要な方々の声をお聴きし、  
お手伝いできる方法を考える場

## ■ステーションでできること

ステーションは、誰もが気軽に使うことのできる「場」で、地域みなさんと一緒につくり育てていくものです。・・・立ち寄る、集まる、憩う、楽しむ、話す、つくる、考える、出会う、活動する、発表するなど使い方、関わり方はさまざまです。

ステーションでは、「開放・共有・シェア」を原則として、ここを訪れる人たちの交流が生まれる（つながる）場づくりをしています。



開放・・・みんなのために使う、自分たちの活動を開く、広げる

共有・シェア・・・みんなでする、みんなでする

占有・・・自分たちの活動のために使う

## ■ステーションでできないこと

ステーションでは、他人に迷惑を及ぼす行為や営利、宗教、政治を目的とした活動を行うことはできません。守れない方は退館していただく場合があります。

## ■ステーションの運営

### ●西小校区共生ステーション運営委員会

西小校区共生ステーション運営委員会（以下、「委員会」という。）は、西小校区内にお住まいの方や共生ステーションの運営に興味のある市民で構成されています。共生ステーションの運営や活用方法について話し合いを行っています。

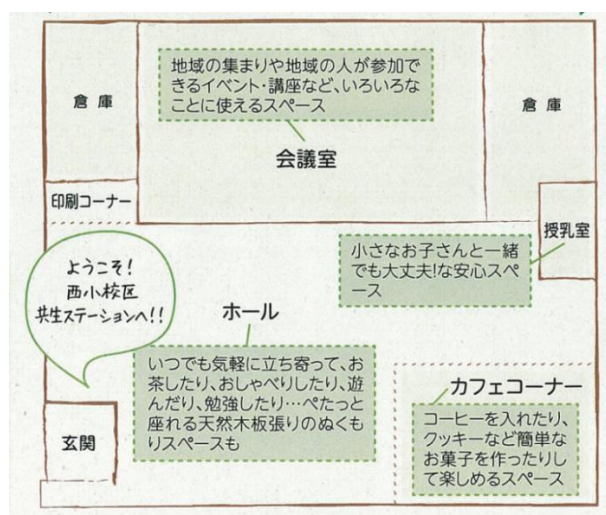
#### 【委員会の役割】

- ① 地域の抱える課題、変化しつつある課題について話し合い、共生ステーションの運営への反映を検討する。
- ② ステーションの利用状況を見ながら、地域でよりよく使ってもらえるよう施設管理及び運営の方法に反映し、必要に応じて利用規約を変更する。
- ③ 会議室の利用登録の審査
- ④ プログラム内容の審査
- ⑤ ステーション主催イベントの検討

委員会は、毎月第2土曜日の午後3時から、共生ステーションで開催されています。どなたでも参加できます。ぜひ、一緒にステーションをつくっていきましょう！  
委員会で話し合われた内容は、西小学校区まちづくり協議会運営会議で承認されます。

共生ステーションには、施設管理の職員とともに、西小学校区まちづくり協議会の役員や「まちの相談員」がいます。困りごとの相談をうけたり、市民のみなさんと一緒に考えながら新しい地域の場づくりをおこなっています。

## ■ステーションの利用方法



### ●ホール・カフェコーナー（利用申込不要・無料）

誰でも自由に使うことができます。（市外の方でも利用できます。）ただし、走り回ったり、騒いだり、大きな音をだしたりして、他の利用者に迷惑がかかることはできません。

カフェコーナーでは、市民交流が目的であれば、キッチン設備（食器や調理道具など）を使って、軽食程度の調理をしてみんなで楽しむことができます。ただし、小学生以下の子どもの利用は保護者同伴をお願いします。また、原則として飲酒を伴う利用はできません。

### ●印刷機（利用申込要・有料） ※利用登録は不要です。

製版代：1版30円、印刷代：1枚1円（10枚単位）となっています。印刷用紙は、各自ご持参ください。

### ●インターネット（利用申込要・無料） ※利用登録は不要です。

インターネット接続サービスを行っています。貸出用のノートパソコンで調べ物など閲覧利用ができます。ただし、ソフトやゲームなどのダウンロードはできません。

持込のパソコンでも無線LAN接続によるインターネットのご利用ができます。利用申込により、ID及びパスワードを付与します。

### ●備品貸出（利用申込要・無料） ※利用登録は不要です。

プロジェクターやスライドスクリーンなどの備品の貸出を行っています。

また、まちづくり協議会の備品も館内に限って貸し出しを行っています。館外については、地域活動のみ相談に応じます。

★ステーションは地域のみなさんの共有スペースです。限られたスペースをみんなで譲り合って利用しましょう。気持ちよく使うため、使った後は、片づけとお掃除をお願いします。

★プログラムが実施されるときは、ステーションの一部が利用できなくなる場合があります。あらかじめご了承ください。

## ●会議室（利用登録・利用申請要）

会議室を自分たちの活動のために一定の時間、占有して利用したいときは、事前に利用登録及び利用申請が必要です。ただし、会議室が開放されていれば、利用登録していなくてもみんなで共有・シェアしながら使うことができます。

### 【使用料】 400円（パーティションで仕切る場合も同額）

※市民が市内で地域活動を行うために利用するときは、使用料が免除されます。

（別途免除申請が必要になります。）

### 【利用登録・利用申請の流れ】



#### 利用登録条件

- 団体の活動の目的及び内容がテーマ（子育て・いきがい・ケア）につながるもの
- 団体のメンバー構成の50%以上が市民（在住・在勤・在学）で構成されているもの

#### 審査・承認

利用登録にあたっては、委員会の審査を受けて、西小校区まちづくり協議会運営会議の承認を受ける必要があります。委員会の場において、活動の目的や内容について説明することもできます。

委員会：毎月第2土曜日 午後3時から

まちづくり協議会運営会議：毎月第3日曜日 午後3時から

（日時が変更になる場合があります。）

#### 会議室の利用登録の変更・取消

- 登録内容が変わったときは、変更の申請が必要です。
- 登録した内容と異なる活動を行っている場合、利用が取消しとなることがあります。

#### 会議室の利用申請の受付期間

- 市民が市内で地域活動を行うために利用するとき  
利用日の3か月前から利用日当日まで
- ※まちづくり協議会の会議などについては、その限りではありません。

#### 会議室の使用料の減免基準

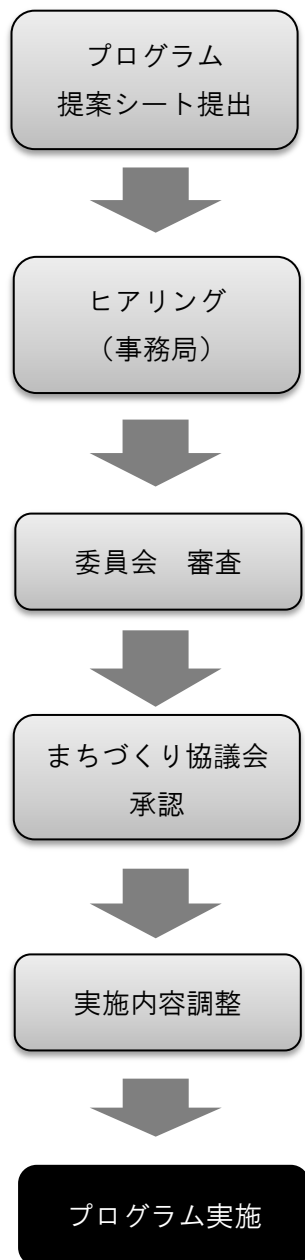
- 市民が市内で地域活動を行うために利用するとき  
＝使用料100%免除

ご利用の際には利用許可書をスタッフに提示してください。

## ■プログラム（行事、イベントなど）

ステーションでは、基本コンセプト・テーマに合わせて、地域みなさんに提供する様々なプログラムを実施することができます。

### 【プログラム実施の流れ】



#### プログラムの実施主体の例

- 地縁団体や市民活動団体、事業者等が独自に又は事務局と協働して実施するもの
- 市及び関連団体が実施するもの

#### 応募条件

- 基本コンセプト、テーマに合っているもの
  - 自らプログラムを企画・運営し、責任をもって安全に実施できるもの
  - 誰でも参加できる企画であること
  - 参加者同士のつながりを生み出すことができるもの
  - 営利、宗教、政治活動を目的としたものでないこと
  - 参加費は実費程度（講師代・材料費等）のもの
- ★地域のためになり、地域みなさんを楽しませることができるもの

#### 審査・承認

プログラムの実施にあたっては、協議会の審査を受けて、承認を受ける必要があります。協議会の場において、その目的や内容について説明することもできます。

委員会：毎月第2土曜日 午後3時から

まちづくり協議会運営会議：毎月第3日曜日 午後3時から

（日時が変更になる場合があります。）

#### 実施内容調整

協議会で承認されたプログラムについて、内容・日程・場所・告知方法・役割分担など実施に係る調整を実施団体と事務局との間で行います。